



平成 24 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社
代表者名 代表取締役 CEO 相浦 一成
(コード：3769 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長 村松 竜
(TEL. 03-3464-0182)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

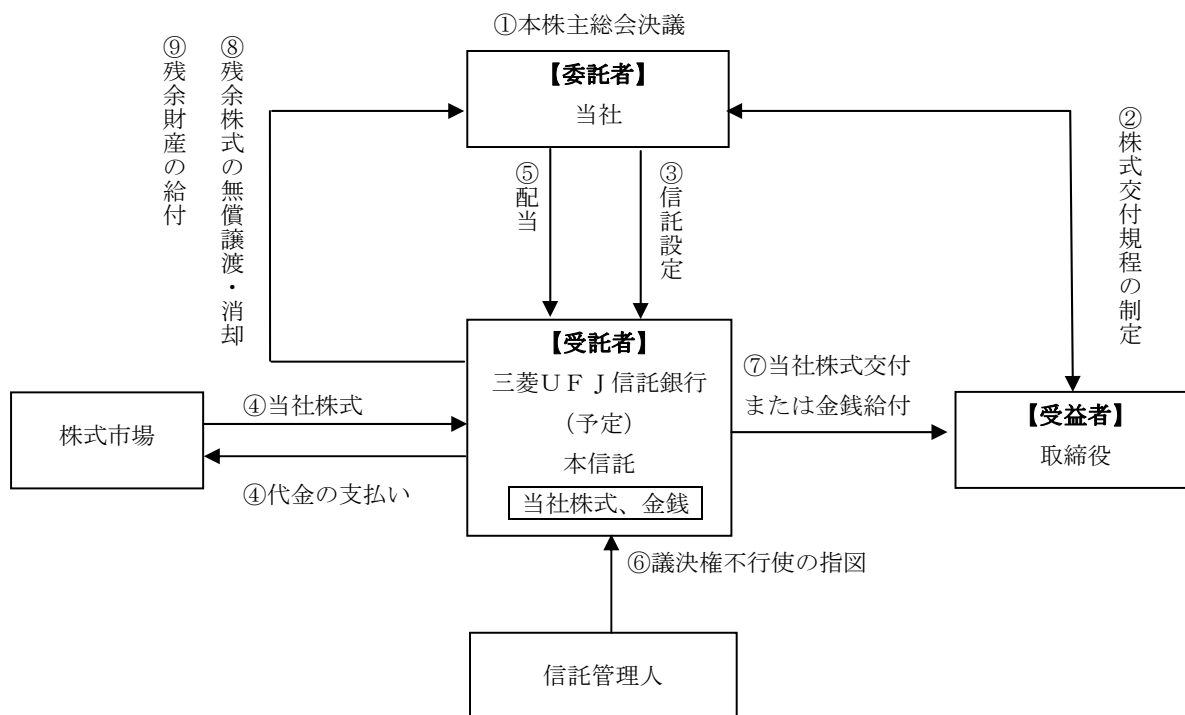
当社は、平成 24 年 11 月 19 日開催の取締役会において、新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 24 年 12 月 19 日開催予定の第 19 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型の株式報酬制度を導入いたします（注 1）（注 2）。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の決議を得ることを条件とします。
- (3) 業績連動型の株式報酬制度としては、役員報酬 B I P 信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P (Board Incentive Plan) 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度に応じて取締役に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。毎年の業績目標の達成度に応じた株式が取締役の退任時に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の取締役が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。
- (4) 取締役が現に株式の交付を受ける時期は、基本的に、取締役退任時となります。
 - (注 1) 取締役の報酬は、「基本報酬」、「ストック・オプション」、「賞与」および「業績連動型株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」、「ストック・オプション」および「賞与」により構成されます。
 - (注 2) 当社は、取締役会の諮問機関として、取締役および社外取締役で構成される報酬委員会を設置しており、報酬委員会において、取締役の報酬水準の妥当性等を審議し、検証しております。

2. 本制度の概要



- ①当社は本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の決議を得ます。
- ②当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当の分配は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、毎事業年度における業績達成度に応じて、取締役に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役に対して、取締役の退任時に交付されます（ただし、取締役が希望する場合には、当社株式の交付に代えて、当該株式を本信託内で換価した換価処分金相当額の金銭の給付を受けることもあります。）。
- ⑧信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 25 年 9 月末日で終了する事業年度から平成 29 年 9 月末日で終了する事業年度までの 5 年間（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績目標の達成度に応じて当社株式を役員報酬として交付する制度です。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に定められる確定ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社と委任契約を締結している取締役であること（対象期間中に新たに取締役となった者を含む。ただし、社外取締役および非常勤取締役を除く。）
- ② 取締役を退任していること（※）
- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定める算定式によって確定ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件
※ ただし、下記(4)第1段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役の在任中に当社株式が交付されることとなります。

(4) 信託期間

平成25年2月8日（予定）から平成30年2月末日（予定）までの約5年間とします。ただし、当該期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役が在任している場合には、それ以降、取締役に対する基準ポイント数の付与は行われませんが、当該取締役が退任し、当該取締役に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

なお、5年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役に対する基準ポイント数の付与を継続することがあります。

(5) 取締役に交付される株式数

取締役に対して交付される株式数は、取締役退任時に以下の算定式によって定められる確定ポイント数に従って定まります。

取締役は、信託期間中の毎年9月末日に、同日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」という。）における業績達成度および役位に応じて、一定の基準ポイント数が付与されます。基準ポイント数の付与は、信託期間内において、毎年行われます。基準ポイント数は、評価対象事業年度に係る連結経常利益の目標値超過額（以下に記載する算定式による。）と各取締役の役位に応じて決定されます。

各取締役の退任時に、基準ポイント数の累積値に、本株主総会終結時から退任時までの在任期間に応じて定められた係数を乗じて確定ポイント数を算定し、当該確定ポイント数に応じた株式が交付されます。1ポイントは当社株式1株とします。ただし、各取締役について算定される確定ポイント数の合計は、下記(6)の取得株式の合計上限株数の範囲内とし、ある取締役について確定ポイント数が定められたことにより当該範囲を超過する場合には、当該取締役の確定ポイント数は当該超過額を減じた値となります。

（確定ポイント数の算定式）

下記①により決定される基準ポイント数の累積値×下記②に定める在任期間係数

※ 1ポイント=1株

※ 100ポイント未満の端数は切り捨てます。

※ 信託期間中に株式分割・株式併合等の確定ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

① 各取締役の基準ポイント数

各評価対象事業年度において、各取締役の基準ポイント数は、以下の算定式によって決定されます。

(基準ポイント数の算定式)

下表1に定める配分原資×(下表2に定める各取締役の役位ウェイト÷役位ウェイト合計)÷信託契約締結日の前営業日の直前1か月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値

※ 役位ウェイト合計とは、当該評価対象事業年度において基準ポイント数の付与の対象となる全取締役の役位ウェイトの合計値を意味します。

表1 配分原資

目標値超過額	配分原資
100百万円以上	50百万円 (※1)
90百万円以上 100百万円未満	45百万円 (※1)
80百万円以上 90百万円未満	40百万円 (※2)
70百万円以上 80百万円未満	35百万円 (※2)
60百万円以上 70百万円未満	30百万円
50百万円以上 60百万円未満	25百万円
40百万円以上 50百万円未満	20百万円
30百万円以上 40百万円未満	15百万円
20百万円以上 30百万円未満	10百万円
10百万円以上 20百万円未満	5百万円
10百万円未満	0円

※ 目標値超過額＝(評価対象事業年度の連結経常利益(役員賞与控除前))－(評価対象事業年度期初の連結経常利益の目標値)

※ 各評価対象事業年度期初の連結経常利益の目標値は、当該評価対象事業年度の期初に定める連結経常利益の目標値とします。当社の毎事業年度期初の連結経常利益の目標値は、決算短信において開示しております。

※1 平成25年9月末日の配分原資については30百万円、平成26年9月末日の配分原資については40百万円とします。

※2 平成25年9月末日の配分原資については30百万円とします。

表2 役位ウェイト

役位	役位ウェイト
取締役会長・社長・CEO	10.0
取締役副社長	7.0
専務取締役	6.0
常務取締役	4.0
取締役	2.0

※ 各役位の名称の変更等があった場合には、同等の役位における役位ウェイトを適用します。

② 在任期間係数

在任期間係数は、本株主総会の終結時から取締役の退任時までの期間に応じて、下表のとおり定まります。

在任期間	在任期間係数
2年未満	0.5
2年以上3年未満	0.6
3年以上4年未満	0.7
4年以上5年未満	0.8
5年以上	1.0

※ 取締役の退任が本株主総会以降に開催される定時株主総会の終結時である場合、在任期間の最終年度が1年未満である場合でも、これを1年とみなして在任期間係数を決定します。

(6) 本信託に拠出される信託金合計額および本信託における取得株式の合計株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託における取得株式の合計株数は、本株主総会で決議されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額 3億円(※)

※ 信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託における取得株式の合計上限株数 20万株

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役の基本報酬および賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

取得株式の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。なお、本制度の対象期間中、各評価対象事業年度における連結経常利益の目標値超過額が1億円以上であると仮定した場合、平成24年11月16日の東京証券取引所における当社株式の終値を前提にすると、当社の取締役に交付する必要がある当社株式の合計数は、約16万株となります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の取得株式数および株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役について定められる確定ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(8) 当社の取締役に對する株式交付時期

当社の取締役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。ただし、取締役が希望する場合には、当社株式の交付に代えて、当該株式を本信託内で換価した換価処分金相当額の金銭の給付を受けることもできます。

なお、信託期間中に退任した受益者要件を満たす当社の取締役については、退任後1か月以内に当社株式の交付（または当社株式の換価処分金相当額の金銭の給付）を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、取締役に對して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託期間満了時に残余株式（信託期間満了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間満了時または上記(4)第1段落の信託期間の延長時には延長期間の満了時に、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|-----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社の取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） |
| ⑤受益者 | 取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成25年2月8日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成25年2月8日（予定）～平成30年2月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成25年2月8日（予定）、平成25年9月末日から基準ポイント数の付与を開始 |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫取得株式の上限額 | 3億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成25年2月14日（予定）～平成25年6月13日（予定）
（平成25年3月25日～平成25年3月29日を除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上